

【保護者等の収入の状況について】

※ 下記の(1)、(2)①~⑤、(3)のいずれかの該当する□にし印を付けてください。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
		親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※ (2) 及び (3) に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にし点を付けてください。

私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

※当該世帯に7月1日現在、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

※高等学校等に通う扶養親族がいる場合は、**学校名と課程**を必ずご記入ください。

氏名	続柄	生年月日 年齢 (基準日現在)	学校名(課程)	扶養関係確認書類 (添付する書類に✓)
	対象 生徒			<input type="checkbox"/> 健康保険証等(コピー) <input type="checkbox"/> 申立書
		年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 健康保険証等(コピー) <input type="checkbox"/> 申立書
		年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 健康保険証等(コピー) <input type="checkbox"/> 申立書
		年 月 日 (満 歳)		<input type="checkbox"/> 健康保険証等(コピー) <input type="checkbox"/> 申立書

※生徒及び23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況が確認できる書類(健康保険証のコピー等)を添付してください。
(公的な書類で確認ができない場合は、「扶養申立書(様式第3号)」を提出してください。)